

岐阜県公報

第二千六百九十五号
平成二十七年十一月四日

(水曜日)

目次

告示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地域福祉国保課) 七四五

指定医療機関の廃止の届出

(同) 七四六

指定医療機関の指定辞退

(同) 七四六

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

(同) 七四六

指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 七四七

道路の区域変更

(道路維持課) 七四七

道路の供用開始

(同) 七四八

土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除

(砂防課) 七四八

公示

揖斐広域連合の規約の変更の届出

(市町村課) 七四九

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 七四九

県営土地改良事業の変更計画の決定

(農地整備課) 七四九

公共測量の終了

(用地課) 七四九

岐阜県告示第六百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

| 名 | 称 | 所 | 在 | 地 | 指 | 定 | 年 | 月 | 日 |
|--------|---------|-----------------|--------------|---|------|---|---|---|---|
| あかさか | 歯科医院 | 中津川市千旦林二二五 | 四 | | 平成二七 | ・ | 八 | ・ | 一 |
| 浅井耳鼻科 | クリニク | 大垣市清水町二七番地 | | | 平成二七 | ・ | 九 | ・ | 一 |
| 穂積すこやか | 診療所 | 瑞穂市只越九〇七 | 五 | | 同 | | | | |
| トイカイ薬局 | FC 土岐泉店 | 土岐市泉郷町四二 | 三三 | | 同 | | | | |
| シンエイ | 調剤薬局 | 土岐市泉神栄町四丁目八番地 | 三 | 号 | 同 | | | | |
| ワンダー | 薬局 | 羽島郡岐南町八剣二丁目一七八番 | | | 同 | | | | |
| アイセイ | 薬局 | 南濃店 | 海津市南濃町松山一九五番 | 一 | 同 | | | | |

| | | |
|-----------------|----------------|-----------|
| しもじくりニック | 高山市松之木町三三番地の一 | 平成二七・一〇・一 |
| みみはなのどオレンジクリニック | 揖斐郡池田町池野三〇〇番三 | 同 |
| いぬづか眼科 | 本巣郡北方町曲路三丁目二一 | 同 |
| あさの内科 | 各務原市蘇原希望町四丁目三一 | 同 |
| さくら通り岩本眼科 | 各務原市蘇原瑞穂町一四三一 | 同 |
| こころ調剤薬局 北方店 | 本巣郡北方町曲路三丁目二番一 | 同 |

岐阜県告示第六百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

| 名 | 称 | 所 | 在 | 地 | 廃止年月日 |
|----------|---|-----------------|---|---|-----------|
| シンエイ調剤薬局 | | 土岐市泉神栄町四丁目八番地三三 | | | 平成二七・八・三一 |
| トーカイ薬局 | | 土岐市泉郷町四二二三 | | | 平成二七・八・三一 |

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指定年月日

岐阜県告示第六百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

| 名 | 称 | 所 | 在 | 地 | 指定辞退年月日 |
|------|-------|-----------|-----|---|-----------|
| みや眼科 | クリニック | 本巣郡北方町小柳一 | 一一二 | | 平成二七・九・三〇 |

岐阜県告示第六百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

社会福祉法人フェニックス

各務原市須衛町一丁目
一三二番地

認知症
応型共同
生活介護

グループホーム
サニータ

各務原市鷺沼各務原町
九丁目二〇四番地三

平成二七・六・一

社会福祉法人フェニックス

各務原市須衛町一丁目
一三二番地

介護予防
認知症対
応型共同
生活介護

グループホーム
サニータ

各務原市鷺沼各務原町
九丁目二〇四番地三

平成二七・六・一

岐阜県告示第六百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

社会医療法人 蘇西厚生会

新 羽島郡笠松町田代
二五七番地の三
旧 羽島郡笠松町泉町
一一番地

居宅介護
支援事業

まつなみケアプランセンタ

羽島郡笠松町田代一八
五番地の一

平成二七・八・四

岐阜県告示第六百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十七年十一月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | | | | |
|-------|-----|---|---|--------|-------------|----------|----|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 区域変更前後 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） | 備考 |
|-------|-----|---|---|--------|-------------|----------|----|

| | | | |
|---------------------------------|------------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 県道 | | 萩原線 | |
| 下呂市萩原町山之口字ス リ岩一七六番四三地先 から | 同 市同 町同 字同 一七八一番六地先ま で | 下呂市萩原町山之口字ス リ岩一七八〇番四地先か ら | 同 市同 町同 字同 一七九一番一地先ま で |
| 前 | 後 | 前 | 後 |
| 七二 三・五 | 二〇 五 | 四 九 | 六 六 |
| 九四 ・五 | 八四 ・四 | 一八 ・八 | 二四 ・七 |
| | 九三 ・〇 | 五 六・四 | 五 五・三 |

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第六百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年十一月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | | | |
|-------|--------|----------------------|--------------|----------|----------|-----------------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 延長（メートル） | 供用開始の期日 | 備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか） |
| 一般国道 | 三百六十一号 | 高山市高根町中之宿字林一五三番一地先から | 同市同町同三番三地先まで | 二九七・六 | 平成二七・二・四 | 平成二六・二・三 |

岐阜県告示第六百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年十一月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | | | |
|-------|-----|---|---|----------|---------|-----------------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 延長（メートル） | 供用開始の期日 | 備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか） |
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|----|-----|-----------------|----------------|-----|----------|-----------|
| 県道 | 本関線 | 山県市高富字森一六番一地先から | 同市同字南六四二番四地先まで | 三六〇 | 平成二七・二・四 | 平成二五・八・二九 |
|----|-----|-----------------|----------------|-----|----------|-----------|

岐阜県告示第六百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年十一月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | | | |
|----|-------|-----------------------|--------------------|-----|----------|----------|
| 県道 | 美濃加良線 | 郡上市八幡町野々倉字落合一八〇番一地先から | 同市同町同字中洞一八二四番一地先まで | 五〇〇 | 平成二七・二・四 | 平成二六・八・一 |
|----|-------|-----------------------|--------------------|-----|----------|----------|

岐阜県告示第六百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第五十六号）のうち次の区域の一部について指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | |
|----|----------|-----------------|------------------------------|--------------------------------|
| 高山 | 加茂郡七宗町神測 | 区域の名称 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 |
|----|----------|-----------------|------------------------------|--------------------------------|

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

揖斐広域連合の規約の変更の届出

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第三項の規定により揖斐広域連合長から届出のあった揖斐広域連合の規約の変更については、平成二十七年十月六日付けで受理したので、同条第五項の規定によりその旨を公表する。

平成二十七年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年九月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人サンリーフ
- 三 代表者の氏名 廣瀬 文明
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞穂市只越一〇六一番地

五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者と終末期にある方に対して終活活動全般に関する事業を行い、孤独死などの孤立高齢者や離郷家族とのパイプ役を担い社会福祉に貢献し、ペットなどの愛玩動物の死去の際の埋葬には、火葬を啓蒙推進する事業を行い、社会の保健衛生に寄与する。

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | |
|----------|-------|-----------------------|
| 施行に係る地区名 | 縦覧場所 | 縦覧期間 |
| 下呂北部地区 | 下呂市役所 | 平成二七・一一・三から 二二・三まで |

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により防衛省東海防衛支局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 防衛省東海防衛支局
- 二 作業種類

三 公共測量（用地実測図作成及び基準点測量）
作業期間

平成二十七年七月十四日から

同 年八月十二日まで

四 作業地域

各務原市那加楠町

平成二十七年十一月四日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社